議会の業 員の場酬及び費用弁償に関する今例の一部を改

正する条例について

鹣 会の議員の郷酬及び韓用弁僧に関する条例の 一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十 提 H

三朗 町 長. 坂 出 雅 己

管年 弐月 嘉弐日 原案可決

矢田秀雄

議会の議員の郷棚及び韓田弁鸞に囲する条例の一部を改

正する条例

第一条 議会の幾号 の影所及び韓田弁僕に関 する名例 (昭和三十一年三朝町条例

一九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百十」を「百分の二百二十」に改める。

第二条 第五条等 学会の議員の報 頃を次のように改め、 硼及び費用弁僧に関する条例の一部を次のように改正する。 同条第二項中「期日」及び「支給日」を「基

進日」に、 「六月十五日」を「六月」に、「十二月十五日」を「十二月」に改め

る。

期末手当は、六月一日及び十二月一日 漁日から制算して十五日をとえない範囲内において規則で定める日に支給する。 日」という。)にそれぞれ在職する職長、 (以下との多においてこれらの日を 副議長及び議員に対して、それぞれ其 「基准

## 剛

/ この条例は、公布の日から施行する。

2. 定は、 第一条 昭和加 の期 十年十二月一日から適用する。 定による改正後の議会の議員の報 及び専用弁僧 に関 る条例の

*3*. び第二号中「六月」とあるのは「五筒月十七日」と、周項熊二号及び第三号中 以外の部分中「六月以内」とあるのは、 条の規定の昭和四十一年六月一日における適用については、 三月」とあるのは「二、簡月十七日」とする。 第二条の規定による改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例第 「五箇月十七日以内」と、 同条第二項各号別記 同項第一号及 五

(町規則への季任)

Ц, との胼則に定めるもの の傾 λj> との条例 Ø iff E が 題 た 事 佰 則

.